

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

## 大和市規則第22号

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第28条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第41条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。